

(保 115)

平成23年8月8日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
藤川 謙 二

### 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

今般、障害者自立支援法の規定に基づく、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の完成用部品の価格等が新たに定められたことに伴い、労災保険における「義肢等補装具費支給要綱」の一部が改正されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、「義肢等補装具費支給要綱」の別表2-2に定める完成用部品の価格、使用部品等が改正されたものであります。

本改正内容に関する詳細等につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について  
(平 23. 7. 26 基発 0726 第 2 号 厚生労働省労働基準局長)